

ASHIGIN

WEALTH REPORT

2024.11.30

VOL. 23

便利に使えるようになった、 戸籍の広域交付について

相続が発生すると、法定相続人を確定させるために亡くなった方の出生から死亡に至る戸籍証明書（以下、戸籍）を取得する必要があります。従来この手続きには、多くの手間と時間を要しておりました。今回は、この煩雑な手続きを改めるべく、2024年3月1日の法改正により導入された【戸籍の広域交付】について紹介します。

1. 戸籍の広域交付について

(1) 戸籍の広域交付とは？

従来では、戸籍を取得するためには本籍地のある市区町村役場（以下、役場）で申請を行っておりました。加えて、本籍地を変更していた場合には変更前の本籍地の役場へ申請を行うなど、一度にまとめて戸籍を取得することが困難でした。本籍地の変更が複数回あったり、本籍地が遠方であった場合は本籍地ごとに申請書を取得し、各役場へ郵送等で戸籍の取寄せを行う必要がありました。

今回導入された戸籍の広域交付では、本籍地以外の最寄りにある役場でも戸籍謄本や除籍謄本の取得ができるようになりました。これにより、最寄りの役場で出生から死亡に至る戸籍をまとめて請求取得でき、戸籍収集における手間と時間が軽減されることになりました。

(2) 対象となっている戸籍

取得者からみて配偶者、直系尊属、直系卑属の戸籍が、広域交付の請求対象となります。例として、配偶者、父母・祖父母（直系尊属）、子・孫（直系卑属）などの戸籍を取得することができます。

(3) 戸籍の取得費用

戸籍の取得費用は、請求する戸籍によって異なります。取得できる戸籍は以下となります。

① 戸籍謄本（全部事項証明）：1通 450 円

戸籍を電算化した後の名称で従前の紙戸籍で発行していた戸籍謄本と同様にその戸籍の内容をすべてを証明するものです。

② 除籍謄本（除籍全部事項証明書）：1通 750 円

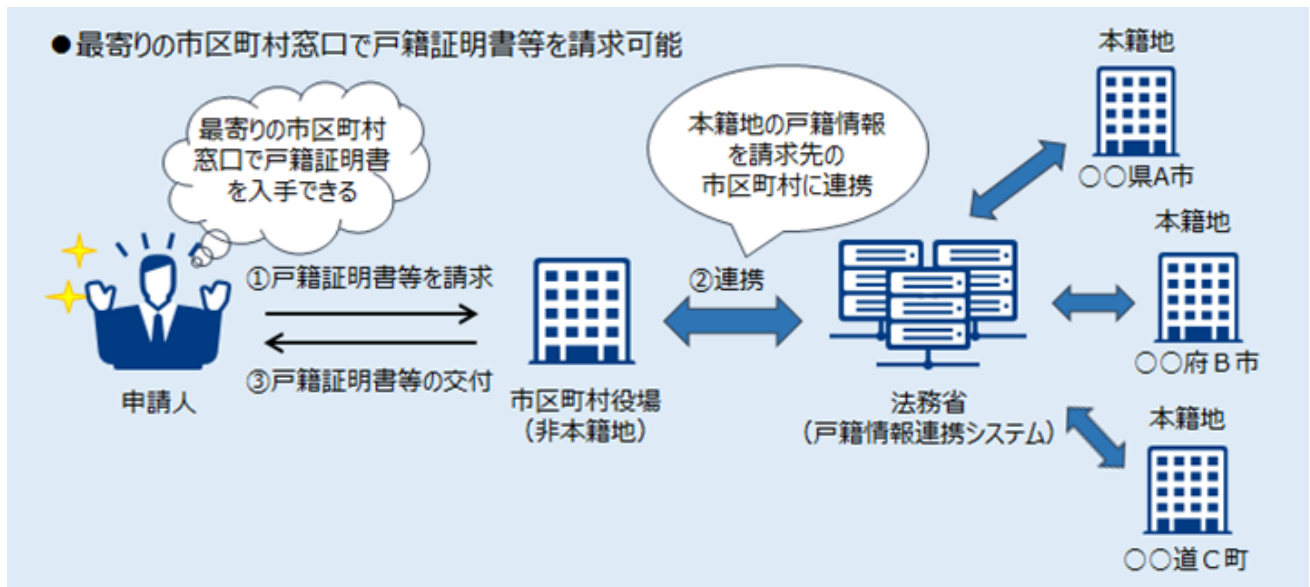
記載された方全員が死亡や転籍によって閉じられた戸籍謄本。

③ 改正原戸籍謄本：1通 750 円

法律が改正されることによって、戸籍の様式などが変更される前の戸籍謄本。



(4)広域交付の仕組みスキーム図(法務省 HP より抜粋)



2. 申請から発行までの手続きの流れ

(1)来庁予約を行う

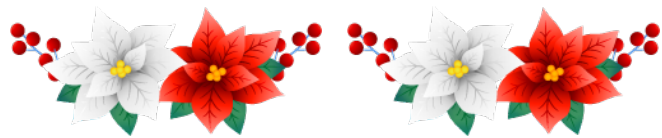
インターネットや電話で最寄りの役所に日時予約を行い、戸籍を請求できる方が役場の担当窓口へ直接出向いて請求を行います。(予約を必須としていない役場もあります。)

(2)申請書と必要書類を提出する

請求の際に必要な書類は、申請書、顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)を提出します。

(3)請求した戸籍を受け取る

請求した戸籍を受け取ります。申請から発行までの期間を一週間程度と設定している役場があれば、複雑でない請求については受付日に即日交付される役場もあります。



4. まずは専門スタッフに相談を

上記のように、法改正によって戸籍取得にかかる手間や時間は軽減されました。しかし、相続手続きにおいて戸籍の収集は入り口にすぎず、それ以外にも相続財産の調査や分割協議、銀行口座の解約手続など様々な手続きが必要になります。

足利銀行では、専門のスタッフが相続対策やご資産の承継に関して、幅広くご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部にご相談ください。



3. 広域交付における注意点

(1)広域交付の対象外となる戸籍がある

①戸籍抄本や除籍抄本、②戸籍の附票、③コンピュータ化されていない戸籍については広域交付制度で取得することができず、従来の方法と同じように各市町村役場に申請する必要があります。

(2)兄弟姉妹の戸籍は対象外

本人から見て兄弟姉妹やおじやおばといった、傍系の方の戸籍については、広域交付の対象とはなっていません。

(3)郵送での申請が出来ない

広域交付を利用した申請書等の郵送受付はしておらず、請求者本人が直接役場の窓口に出向いて申請を行う必要があります。

(4)代理人への手続き依頼ができない

相続に関係する手続きにおいて、相続人から委任を受けた弁護士、司法書士などの法律専門家が職権代理により広域交付を活用して戸籍を一括請求することはできません。